

平成27年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成27年12月 8日
閉 会 平成27年12月10日
開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月9日）

出席議員 6名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
4番	柿 崎 裕 二 君	5番	坂 本 豊 君
7番	木 村 修 君	8番	藤 田 修 一 君

欠席議員 2名

3番	森 弘 美 君	6番	山 舘 清 剛 君
----	---------	----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
---------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

2 番 久 慈 省 悟 君

4 番 柿 崎 裕 二 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 7番 木村 修 議員

第4 一般質問 5番 坂本 豊 議員

午前9時35分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は6名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は4名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。小鹿重一です。よろしく願いをいたします。

まず、先般の瀬辺地地区の火災で被災されました方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、まず、長科農業用水ため池（通称）上堤の土砂全面掘削について質問をいたします。

このことについては、先般の行政懇談会においても議論されたと聞いております。また、12月5日には、建設課長と職員2名により現地の確認をしていただきました。長科地区の農業用水は、山から川に流れ込む水をためておくため池と、ポンプでくみ上げた地下水で賄っております。ため池は上堤と下堤に分かれており、特に上堤に土砂が流入し、本来の貯水能力が著しく損なわれている状況にあります。ことしの夏は、雨が少なく、水田への用水が不足したことから、中沢地区にお願いを中沢地区の用水となるべき川の水を2日間全量長科のため池へ引き込んだという経緯がありました。中沢地区においても用水に余裕があったわけではありません。このことは上堤が本来の貯水能力を維持していれば避けられたものと考えられます。現在の稲作は、主食米に加え飼料用米、備蓄米が栽培されており、水の確保が絶対不可欠であります。

そこで、前段でも申し上げましたが、長科農業用水ため池、（通称）上堤は、長科川上流の木の伐採等の大きな影響を受け、土砂の流入が激しく、貯水能力が著しく減退しています。水不足を解消し、農家が将来も安心して稲作に取り組むことができるように、上堤の全面掘削について、県、国へ強力に働きかけをすることにより、実現していただきたい。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 今、議員おっしゃられたとおり12月2日に現地のほうを上流部の蟹田営林署でつくった堰堤を含めて確認させていただきました。長科上ため池は、今、おっしゃられたとおり相当量の土砂の流入により、有効貯水量の減少が見受けられております。そのため、平成28年度予算に調査費を計上して、対策を考えていくとともに、土地改良区、国、県と協議を重ねながら、早期に整備を実施していかなければならないと考えております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。この掘削工事を実施することになりますと、かなりの工事費になると思われませんが、農家の切実な声を行政がしっかりと受けとめて、将来の営農に不安のないようにしてほしいと思います。

また、工事に当たっては、受益者負担のない形で工事を実施していただきたい。村長の答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今の調査に当たりまして、土地連の担当者とも話をしまして、これは実施するまでには2年か3年ぐらいかかりそうだということで、まず調査費からということでもあります。その間、やはり少し政治的にも動かないと簡単にはいかないようございまして、できる限り早期にこの実施をしていきたいと思っています。

ただ、ただいま質問にありました受益者負担金の問題につきましては、ここでただというふうには申し上げられません。やっぱり土地改良区、それから我々とそれは一緒にそれは検討しながら進めていくということでお答えしたいと思います。

なお、今の米の単価等を考えれば、できる限り軽減をしたいというのが私の考えであります。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 村長からも取り組むという答弁をいただきました。ありがとうございます。村の一次産業を守っていくためには、海も山もしっかりと行政が支えていくことが大事です。しっかり取り組んでいただきますことを要望いたします。

次に進みます。次に、役場庁舎（災害対策本部）の移転について質問いたします。

6月の定例会において、同僚の柿崎議員の防災計画に関する質問に対して、平成28年度中に自治会長の意見を聞いて、見直しをして新しいものを策定するという答弁があり

ました。また、定例会中に、栃木県、茨城県、宮城県において、50年に一度という記録的大雨に見舞われ、川の堤防の決壊により、家屋の流出や農業被害が発生し、死亡者、負傷者が出るなど、甚大な被害となりました。村長からは、閉会の挨拶で忘れたところに災害がやってくることから、これに備えたいという発言もありました。蓬田村は、雪の対策はありますが、幸いなことに大きな自然災害もなく、穏やかな地域で住民が生活をしているといってもよいと思います。しかし、いつ、どのような災害が発生するのか、想像もつきませんが、地震、津波、洪水、雪害等の災害が発生した場合は、役場庁舎に災害対策本部を設置すると思いますが、現在地では、極めて大きな不安を抱え、ともすれば、対策本部として全く機能しないことも想定されます。来年度の防災計画の見直しとともに、役場庁舎、災害対策本部の移転もあわせて検討すべきだと思いますが、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） お答えします。

災害発生時対策本部については、役場庁舎に設置するわけではありますが、現状地は海拔1メートル地点でありまして、河口部に近く、また西側には阿弥陀川が流れていることから、津波、洪水等の災害の発生した場合には、被害が想定されるわけでありまして。このことから、災害対策本部を直接ふるさと総合センターに移動することも想定されております。

また、役場の業務についても、現在の庁舎では実施することも不可能になるという場合も想定されます。初期の段階から災害対策本部自体をふるさと総合センターに開設し、役場機能自体を同センターに移動、開設しなければならなくなることも想定しなければなりません。そのために、業務に関するデータベース、マスターデータ等を庁舎内からふるさと総合センターに移動し、災害時の業務等に支障が出ないようにする必要があります。今後、その方法等を検討し、実現したいというふうに考えてございます。

庁舎については、来年度平成28年度に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、公共施設等総合管理計画の策定を計画してございます。これは庁舎等も含めまして、施設の老朽化、あるいは耐震化と、中長期的な視野に立ちまして、施設の更新、あるいは廃止、長寿命化を図るための施策、これらを基本として平成28年度中にはこの計画を策定し、役場庁舎も含めた施設を計画的に維持管理できるように進めていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、具体的な役場庁舎も含めた答弁をいただきました。現在の役場庁舎の耐用年数なり、老朽化の点は承知しておりませんが、必ずしも役場庁舎を新築、移転すべきだということで私は申し上げているわけではなくて、いろいろ国なりの対応ができますれば、新庁舎を建てるのが一番理想的だと思いますけれども、そこまでは今は求めておりません。今、総務課長からも答弁がありましたように、蓬田ふるさとセンターを役場庁舎、あるいは防災センターとして活用すると。そこを災害対策本部の機能を持たせるということも選択肢のうちの一つだと思います。そういうことでございますので、これについて、村長のご所見も伺いたいと思います。お願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 庁舎問題にいたしましても、庁舎移転をするかどうかという、そういう長が決定するという事項ではないだろうと。といいますのは、新しくても古くても移転するということではないというふうに私は思います。やはり老朽化、あるいは耐震化、そういったもので経費がかかり過ぎるという動機があって、初めて議会等と協議しながらこれは建築するとか、移転するとか、改修するとかということを決めるのが本来のあり方ではないかと思えます。

ただ、これも時間がかかることですので、議員がご指摘いただいたように災害等は待ってくれません。ですので、やはり庁舎等に被害が及ぶということを考えれば、ふるさと総合センターとの連携ということが必要でございますので、必要な設備、そういったものを早急に整備していく必要はあるというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） はい、ありがとうございました。災害が発生しますと、大体が想定外のことが起こったということになるかと思います。これからは想定外のことで済まされたいと思います。1人でも多くの村民の生命と財産を守るためにも、防災計画の見直し策定にあわせて、災害対策本部のあり方を今から真剣に検討していただきたいと思えます。後手に回ってからは遅いということです。総務課長から再度決意の答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 先ほども言いましたとおり、平成28年度公共施設等総合管理

計画、これを作成するために今新年度の予算の話をして申しわけありませんけれども、予算を持ちながら、役場庁舎も含めた施設も耐震化、老朽化対策、さらには寿命化ということについては取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） しっかりと取り組んでいただきますことをお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） 皆さん、おはようございます。

これより4番柿崎裕二の一般質問を始めます。今回は不法投棄について質問いたします。

ことしの5月ごろに住民の通報により、280号バイパスの広瀬地区と瀬辺地地区の間にあるガードレール脇の小さな沢へ大きなごみ袋で約80個分のごみが捨てられてあったと。中身としては、主に介護に使われたと思われる紙おむつ、それから日常生活に出る燃えるごみ等が発見されました。また、その前後に農免道路の瀬辺地地区、広瀬地区の数カ所に内容のごみが多く不法に投棄されていたという事実がありました。その5月の発見からの経緯を説明願えますか。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 280号バイパス広瀬地区付近の沢の不法投棄、ごみ袋で約80個及び農免道路の不法投棄数カ所の発見により5月からの経緯を求めるについて説明したいと思います。

平成27年5月7日、国道280号バイパス広瀬瀬辺地境界付近の沢で、不法投棄廃棄物が発見されました。ごみ袋約80個の中身としては、成人用おむつ、日用品などでした。また、9月15日に、広瀬から郷沢よもぎ温泉通りまで続く農免道路で、広瀬瀬辺地の境界付近になりますが、そこにまた新たに不法投棄が発見されました。ごみ袋やスーパーの買い物袋に入った中身は成人用おむつ、日用品などでした。両不法投棄案件については、外ヶ浜町警察署に通報し、現場検証を行いました。平成27年11月19日に撤去を完了しております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁を聞きますと、その11月19日に撤去がなされたと、完了されたと。確かに私自身も足を運んでみましたところ、きれいに撤去はされておりました。ですが、不法投棄の確認がとれたそのごみを11月の初旬まで処理できなかったのはなぜでしょうか。ごみが一番多く捨てられていたバイパスの路肩の側溝からの排水がそのごみが捨てられていた場所の沢に流れ込み、その排水が水田の用水に流れ込むような設計になっております。その沢の側溝におむつが入ったごみ袋が側溝を埋め尽くすような形ではまり込んでいたと。そういう状況の捨て方を見た農家の方々は口にするお米をつくっている用水にその紙おむつの汚水が流れ込むと。ただの紙おむつの汚水でも、いいことではないのですが、それがもし感染するような病気があるような方の紙おむつであれば、これは非常に問題なわけです。そういうことで農家の方々からも早目のその撤去の依頼があったと思われるのですが、要するに米を刈りとる、刈りとった後の11月の初旬まで放置されたのは余りにも遅過ぎるのではないのでしょうか。もっと事前に何らかの対処を講ずることができなかったのでしょうか。その辺の答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 今の質問、ちょうど不法投棄発見後の処理に当たり、11月初旬まで処理できなかったのはなぜかというのでよろしいでしょうか。

○4番（柿崎裕二君） そうですね。

○健康福祉課長（川崎幸治君） まず、5月7日に発見されたときに、役場職員三、四人ほど現地へ向かいまして、まず側溝にはまっているごみについては、側溝から上げて、上のほうに除きました。泥とかも詰まっていたので、それも全部スコップで撤去した状態でした。今回、なぜそのままにしておいたかというのは、外ヶ浜町警察署立会いのもと、現地不法投棄廃棄物を確認した後、関係していると思われる人名つきのはがきが発見され、それを警察が証拠品として押収してきました。その際、不法投棄廃棄物については、手をつけないよう指示がありましたので、処理することができませんでした。以上であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） その今の答弁を聞きますと、警察のほうからその不法に投棄されたごみに手をつけないように、要するに現場をそのまま保存するよということですよ。（「はい」の声あり）そういう警察からの指導というか、お願いがあったかと思

うのですが、何せその用水にその流れ込む水の水路の関連の場所ですので、写真保存とか、そういったもので何とか現状を確認できる書類を残して、先にその撤去とか、そういう対策をとれば一番よかったかとは思いますが。何せ警察との絡みもあるので難しい仕事ではあったとは思いますが、今回の不法投棄に対しては、もう少し警察とも連携をもっと深く持った処理をこれからは求めたいと思います。

今回のような不法投棄が今後ないとも限りません。これからますますごみ処理が複雑に、難しい問題になっていくことは、間違いありません。ごみの捨て方が難しくなるにつれて、今回のような不法投棄がふえることが相当懸念されるわけですが、今回の不法投棄を踏まえ、どのような対策を村としては講じようとお考えですか。

その対策を講じる中でも他町村の今までの対策をある程度調べてみたところ、立て看板などの設置をしている町村もあるようですが、それが逆効果となって、その看板がここにごみを捨てやすい場所がありますよと。捨てる側が身勝手にそういう解釈をして、立て看板をしたその場所に今まで以上に不法投棄が多く集まっちゃったという事例もあります。

また、逆に効果的だった例としては、監視カメラ設置、これはいろいろな予算も多額な費用がかかると思いますが、その監視カメラ設置とともに監視カメラ設置掲示看板などを大きく表示し、効果も上げている事例もあります。仮に監視カメラが設置できなくても、ダミーの看板で監視カメラ設置場所とか、そういった看板もある程度の効果が見られているようです。その辺を考えてこれから村の対策ということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 今後の不法投棄に対する対策としまして、まず、現在行っている不法投棄対策は、県からの委託を受けた不法投棄監視員によるパトロールがなされておりまして。また、健康福祉課の職員も月に1回程度パトロールしております。ただ、あくまでもパトロールということは、結局ごみが捨てられているかいないかまず、見るような形になりますので、未然に防ぐということとはなかなか難しい話になります。

今回、青森県環境管理事務所に不法投棄があった現場を調査していただき、監視カメラ等の設置が可能かどうかを検討してもらおうことを考えております。そのダミーという話が議員のほうから出ましたけれども、ダミーがばれると結局同じような感じになるかと思っておりますので、できるだけそういう監視カメラ設置できるかちょっと県との協議にも

なりますけれども、前向きに検討していきたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、担当課長のほうからも県のほうと協力を求めてなるべくであれば、その監視カメラの設置にこぎつきたいというような答弁をいただきました。やはりこの不法投棄に対しての一番の抑止としては、立て看板なり、監視カメラの対策も大事ではあるのですが、手間と人力がかかる課長のほうからもお話があったように、見回り等を多くして早めの発見につなげ、それ以上の不法投棄がないように抑止していくということがやっぱり大事かと思います。今回の不法投棄は、余りにも大きなごみの量でしたので、こういう質問をいたしました。これからもその不法投棄がこれ以上多くならないように、また村としては絶対不法投棄は見逃さない、許さない、そういう姿勢を表に出していくことが大事だと思います。まず、その監視カメラの設置をなるべくお願いして、私の一般質問を終わらせたいと思います。

○議長（藤田修一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、7番木村 修君の質問を許します。

○7番（木村 修君） 7番の木村です。3点の事項について質問いたします。

初めに、教育問題について伺います。

（1）として、今まで選挙権が満20歳以上であったわけですが、来年度から満18歳以上に引き下げられました。過去におけるこれまでの国政選挙と一般選挙の投票率が近年著しく低下してきているように感じております。来年度からさらに18歳代、そして19歳代が加わることとなります。投票率の推移が注目されると同時に、少なからずとも政治そのものにも多少なりとも影響を及ぼすことになると思います。日本の国では、中学校までが義務教育であります。将来の社会を担う子供たちにより以上の政治に対する態度を育成していくことが求められてきているのではないかと考えます。義務教育である小学校、そして中学校でこのことに対し、どのように取り組んでいくのか見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 実際、今のところ具体的な取り組みは考えていませんでした。

というのは、来年の国政選挙から適用になります。そうすると、今の高校2年生一部か

ら選挙権になります。ということは、高校にとっては緊急課題でありまして、文科省のほうでもことし、高校の社会科の先生を集めて、一応研修会とかを行っておりました。たまたま議員さんの質問がありまして、その後に村の校長会がありました。その際に聞いたところ、中学校のほうではこの選挙を見通して、10月に生徒会役員選挙をやっております。立候補の答弁、演説を聞きながら、誰が会長にふさわしいかとか、ということをご指導しながら、中学校のほうでも行っております。小学校のほうはまだ取り組みがないのですが、調べたところ、県の選管のほうでは選挙出前講座、これは小中高とやっておりますので、できれば来年度あたりに小学校のほうにもこういう出前講座をやっていたらいい、小学校のうちから選挙に対する興味、関心をもっと高めていただきたいなと思っております。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 今、教育長より答弁をいただきました。高校の3年生あたりが対象になるわけでありましてけれども、今はほとんど高校に進学しています。しかし、事情によっては中学校で社会に出る方もいるかと思えます。そういうことを考えますと、やはり義務教育である期間のうちに、そういう政治に対する知識を少しでも教えてあげることが大事なことでないかというように思います。

今、世界中がテロの脅威、恐怖にさらされております。この豊かな社会づくりと政治の役割をこの幼い学童や、そして中学校の生徒らにしっかりと理解させてあげることが非常に大事なことでないかというふうに、私は感じております。どうかよろしく教育のほうで教えてあげようをお願いいたします。

次に、（2）番目のいじめのことについてお聞きいたします。

新聞やテレビなどでいじめを起因とする子供の事故がたびたび報道されております。これまでの報道を見ますと、よく子供の自殺と事故が発生してしまった後に学校や教育委員会がその調査を初め、いじめの事実があるない、そういうことを認定するといった例が非常に多く見受けられます。蓬田村内の小中学校では、そのような問題は発生していないのか、状況を伺います。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 各小中学校におかれましては、やはり問題行動が発生しないよう積極的な指導に努めて、日々頑張っておるところでございますが、蓬田におきましても大小とありますけれども、やっぱりそういういじめ的なものも実際発生はしてござい

す。しかし、早期発見、早期対応ということで、解決に至っております。やはりいじめというのは、特に先生方のいる前で絶対にやりませんので、やはり情報をいかに得るかというのが大事であって、各学校では、児童生徒の行動観察はもちろん教育相談、それからアンケート及び保護者に対しても参観日等の話し合い、あるいはアンケート等々などで情報を的確に判断し、もしそういうのがあったら、即事実確認、問題があったら、きちんと子供に対する指導、児童生徒に対する指導、あるいは親にきちんと教えてあげるといってやっております。今のところそういう……、ただ、隠すということはないので、あったらやっぱりすぐ対応するということで今努めております。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 教育長より答弁をいただきました。これまではいじめらしきものはなかったというふうな状況で推移してきましたけれども、今、教育長の答弁では、いじめらしいものも、ややあったというふうに答えていただきました。小学校の高学年のあたりから高校生までもどの学年でも起こり得ることです。また、我々大人の社会でもあると思います。いじめによって会社をやめたり、あるいは鬱状態に陥ってしまうという例も少なくないというふうに思います。なかなか今、答弁をいただいたとおり、この問題は表面に出にくく、気づくことが非常に難しいというふうに思います。今、答弁にありましたこの早期発見、このことについて、これは非常に大事なことであります。事故が発生してしまっただけからではもう遅いわけでありますので、今答弁いただいたこの早期発見ということは非常に大事なことであります。このことについて、どのような手段でこの早期発見を講じているのか、いろいろと難しいかとは思いますが、ぜひこの早期発見に力を入れて、子供たちを見守っていただきたいというふうに思います。

学校の行事に参加しない、あるいは長期間欠席をしているといったこともこのいじめ発見の早期発見のチェックポイントの一つになるのではないかとこのように思います。本村の小中学校において、そういった学童、生徒は果たしているのか、また、もしいるとすれば、その状況を、その理由をどのように把握しているのか、答弁いただきたいとこのように思います。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 不登校の子供ですね、長期欠席の。今のところ中学校で1名ございます。ただ、それは学校と家庭といろいろ話し合いながら、施設に相談したりとかということで、対応しているところがございますが、結局、学校に来ては、保健室にい

たりとかということで、なかなか学級に入れにくいことです。そういうことで今1人おります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、2番目の施設の整備についてお伺いいたします。

（1）として、蓬田中学校のグラウンドは、湿気が非常に強く、雨が降ったりすれば、なかなか水が引かない。じめじめした状態が長引き、子供たちが部活動等の活用に苦慮しているというふうに伺っております。何らかの対策を講じていただきたいというふうに思いますが、見解を伺います。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 中学校のグラウンドにつきましては、昨年度教育長になっているいろいろ見たりしたときに、全然我々中学校のころの校庭と違う位置でありまして、ひどいなと思っておりました。ことし取りかかろうと思ったのですが、たまたま使われない非常階段、あれを撤去しなければいけないということで夏休みに、足場を組んで撤去しましたので、校庭のほうに手をつけられませんでした。何とか早急に整備しながら、子供たちに楽しく野球ができるようにしていきたいなと思っております。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 我が村にはすぐ近くに立派な村営の野球場があるわけでありまして、普通の練習は学校に接しているすぐ裏のグラウンドが使いやすいという声が聞こえてきております。グラウンドに暗きょ排水などを施せば、湿気も改善されると思います。その辺、考えてほしいと思います。

そしてまた、部活終了後の後片づけなどにも、あそこのグラウンドには照明器具が1つもないように私は見受けてきました。後片づけなども日没まで練習すれば非常に難しいというか、危険なので、照明器具が必要ではないかというふうに感じております。そして、さらにまた、外野のグラウンドでありますけれども、外野のグラウンドの部分には、草というか、株に発展して、草株が大きくなっています。練習に支障があると思います。我が村には草刈り用の機械の大型のモアがあります。乗用のモアがあります。それで夏場の使用時期にあの草株を内側から何回か刈り取ってあげれば、グラウンドが均平になって子供たちが野球をしてもあんばいがいいのではないかというふうに感じております。そのようなことをしてあげればよいと思っておりますが、そのことについて、再度答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） ナイター施設、すごくいいなと思うのですが、やっぱり予算がかかってきますので、そこら辺も予算を比べながら、なおかつ今回グラウンドの右側です、太陽光発電ができましたので、恐らくそこにネットもやらなければいけないと思っていました、ボールが行かないように。ということもひっくるめて、外野のほうは議員のおっしゃるとおり何とかきちんと刈って、あずましく野球をできるようにしたいと思っています。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、（2）の宮本団地の件について質問いたします。

宮本団地の遊具置き場であります。あの場所は、団地を造成したときに、同時に併設した場所であると思います。数年前に遊具が腐食して、撤去しましたが、その跡がそのままになっています。今現在、夏になれば、草丈が1メートルを超えるほど伸びて、非常に景観が悪い。整備が必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 私も現地を見ました。雑草については、村で行っている村道等の草刈りを行っているときを含め、定期的に草刈り等を行い、きれいに管理をしていきたいと思っております。

また、遊具等については、地元の要望等を反映させ、計画的に設置を考えていきたいと、このように思っております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 私もしっかり調べていないわけではありますが、あの団地には幼児もいるかと思しますので、その今遊具は要望を聞いて設置というふうな答弁でありましたけれども、もしも幼児がいれば、やはり簡単なブランコ、あるいはベンチ、そういうふうな遊具を再度設置していただきたいなというふうに思っております。

そしてまた、あの場所は総合グラウンドの真向かいで、そして上には蓬田紳装、トレーニングセンターが隣接していますし、人通りが非常に多い通りに面しております。芝生を張りつけるなり、何らかの工夫をして、そして村で管理をしていくべきではないかというふうに私は感じておりますが、村で設置したものでありますので、確かに宮本団地には自治会があるかもしれませんが、そういう芝生の張りつけとかになれば、経費もかかりますし、それに団地を造成したときの場所でもありますので、村で管理していくの

が適切ではないかというふうに思いますけれども、その点、村長、答弁できますか。お願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 宮本団地の設置の際には、多分団地の造成の一部として恐らくこの児童公園もつくられたものだろうと私は思います。であれば、当然、村が児童公園を管理し、そして維持していくのが通例でございます。ただ、遊具が腐食したとか、あるいは危険になったので、撤去したということを経験を受けました。それはその後なぜつくらなかったかという問題になります。それは今の法律でいくと、遊具を定期的に点検して、一種の資格を持っている方がこれを点検しなければいけないというようなことになるそうであります。委託をすれば、1カ所何か、これは私、はっきりわかりませんが、5万円くらいかかりそうだとおっしゃって、他の地区との公園との兼ね合いを考えれば、例えば6カ所であれば30万円というお金になるわけで、できればそういう経費も職員が資格を取って解消できないかというお話はしています。それはそういう形で進めるとしても、やっぱり芝生なり、そういった草が生えない、そういった状況にはきちんとして子ども・子育て支援の一部としてこの事業をぜひともやりたいというふうには思っています。

そういったもろもろの制約もございますので、その辺をきちんと検討しながら維持管理にあんまり金のかからない方法でこれを設置したいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 非常に前向きな答弁、ありがとうございます。いろいろと検討をし、計画を進めていただきますようよろしくお願ひいたします。

次に、3番目の耕作放棄地に対する取り組みについて伺います。

農業従事者の高齢化とそして後継者不足の進行によって耕作放棄地がますます拡大していくことが予想されておりますが、今年度の今現在の村の取り組みと、そして今後の計画について伺います。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） ご質問のとおり、農業者の高齢化や減少、担い手不足により、耕作放棄地の拡大は全国的な問題となっております。蓬田村においても、例外ではなく、村内の水田の作付状況を平成23年とことし平成27年と比較しますと、面積全体

は約1,020ヘクタールと横ばいであるのに対しまして、作物が作付されていない自己保全管理が55ヘクタールから約1.5倍の86ヘクタールへと、約30ヘクタールほど増加しております。自己保全管理の農地は、耕作放棄地ではありませんが、将来的に耕作放棄地が拡大することにつながっていきます。これらのことから、村では、農業委員会を中心に耕作放棄地対策に取り組みをしており、農地パトロールの実施、荒廃農地と認定した場合は、所有者への農地利用意向調査の実施、中間管理事業の利用促進などの取り組みを行って、耕作放棄地拡大防止に努めております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 最近、報道で目にしたわけでありますけれども、二、三年前ですか、農地中間管理機構ができて、そして農地の集積に役目を持っているわけでありますけれども、その農家の方が農地中間管理機構からその土地の使用、貸し出しとか、あるいは借り受けとかの指令を受けた場合、その農家の人がそれにもしも従わなかった場合、中間管理機構のそういう指示に従わなかった場合、何か農地の固定資産税が倍額になるとかいうふうな報道を聞きました。今現在、そういうことがなされていないというふうには私は思っていますが、これは例えば来年度、近い将来そうなるのか、もしそういうことがわかっておりましたら答弁願いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 私も先般の新聞の報道を見て、控えておりましたけれども、政府では平成29年度から耕作放棄地にかかる固定資産税を1.8倍に引き上げることや中間管理機構に貸し付けした場合に、5年間程度固定資産税を半減することなど、遊休農地や耕作放棄地を減らす方向性を示しております。それで、この1.8倍に引き上げる耕作放棄地というのは、農業委員会等でここは耕作放棄地ですよと認定した農地に限って固定資産税を1.8倍にするという報道でありました。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） どうもありがとうございました。農家戸数が減少して、そしてさらに人口が減少していく厳しい今の社会状況であります。農地を有効に活用できる効果的な施策を今後とも講じていただきますようよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、7番木村 修君の質問を終わります。

今まで3人の方の一般質問が終わりましたけれども、もう1人ですので、休憩なしで

次に入りたいと思います。

日程第4 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、5番坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

アシストの件について質問をいたします。

11月20日に、村長から議員に対して今回の12月議会の一般会計補正予算に計上されている農業ビジネスモデル構築事業費180万円の補助金について説明がありました。村長とアシスト株式会社の専務と新たに採用された社員が同席をしました。最初に、村長が概略を説明した後に、事業部の社員が180万円の補助金の必要性について説明をいたしました。普通補助金は、これから事業を始める前に、どのようなことをするのかを説明して、予算に計上するものです。しかし、今回のアシストに対するこの支出は、議会に事前にほとんど説明がされていない事業で、アシスト株式会社が独自で行った事業の失敗の穴埋めをしてほしいと言っているものです。アシストは株式会社ですから、その赤字の責任はそれを決定した役員が負うものです。村民に負担を押しつけることではないはずです。この事業を決めた役員の一の責任者は社長でもある村長にもあります。

先月の20日に行った議員への事前説明の要旨は次のとおりです。ブランドトマトを事業の実績として蓬田村にもたらした経済効果として、1つは、トマト販売が450万円、2つ目に、トマト関連商品が50万円、この2つは、当初計画した1,000万円の半分しかなかったために、大幅に計画が狂ったもので、その理由として天候とその他の事情と言いました。ミニトマト以外の普通のトマト栽培をしている農家に聞いた話では、ことしの天候で収量が半分になったことはないということです。ただ、夏場の高温で花が落ちてしまったこともありましたが、後半で回復をした農家もあり、結果としては平年を上回っているということでした。ミニトマトはまだ栽培歴も浅く、技術的にも栽培方法が確立されていないことがあるかと思います。それなのに、過大な収量を見込んだ予算を組んでいること自体が誤りではないのでしょうか。3つ目に、雇用促進事業に840万円、そして4つ目に、処遇改善事業に340万円、5つに加工品ファンド事業に280万円、そして6つ目に地方創生事業として600万円は役場を通して支払われています。3番目と、4番目の雇用促進事業と処遇改善事業については、ほとんど議員は説明を受けていないと思います。280万円の加工品ファンド事業については資料があります。それによりま

すと、助成金が約191万円で、自己資金が95万5,632円で、合計が286万6,830円です。支出は2015年度に121万円、来年度の2016年度に165万円で、2年間にわたっているわけです。この支出の約286万6,000円の項目に人件費はありません。

村長は、180万円がなぜ足りないのかの説明で、トマトの売り上げが1,000万円の予算に対して半分の500万円しかなかったので、本業のトマト販売で100万円足りなくなり、さらに加工品ファンド事業で80万円不足をしたと言っています。これは自己資金の95万円の手当てができなかったことなのか、これでは自己資金が最初からないのに事業を進めてきたのかということになります。

そこで、質問ですが、1つとして、アシストの赤字経営の責任はあくまでも役員が負うものであり、それを村民に負わせるのは違法ではないのか。株式会社の赤字補填のための補助金をこのように当たり前のように簡単に支出をすることを議会が認めていては、議会のチェック機能は失われ、村長の独断政治につながるのではないのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） トマトブランド事業につきましては、今、議員の大変詳しいご説明をいただきました。まさにそのとおりでございます。赤字経営の責任を村民に負わせるという、そういう考え方についても考え方によってはそういうようになると思います。しかし、これまでもよもぎ温泉、マルシェの経営につきましては、よもぎたアシスト株式会社の設立趣旨、これは役場直営を避けるために設立したという内容から考えますと、業務委託と同様の内容であると。これはよもぎ温泉とマルシェの考え方でございます。という考えをしておりましたけれども、やはりここ三、四年前に重油の高騰に伴う補助金などということで支出を行って、赤字を補填してきたということがございます。そういうことを考えますと、経営責任は役員にあるわけでございますけれども、村と会社はやっぱり指定管理委託業務に応じて、積算の内容を適切に点検していくということが必要であり、その結果によって経営責任ということを判断すべきであろうと思います。

今回、トマトアグリ事業部門を立ち上げし、指定管理委託部門とは別にこの地域創生事業を展開したわけでございますけれども、この事業につきましては、村の地域創生事業、まち・ひと・しごと総合戦略の一事業としてこれを展開したものでございまして、本来であれば、村が産業振興、あるいは産業創出を進めるために、独自に進めるべきでありましょうけれども、国の交付金等を活用して、よもぎたアシスト株式会社に補助金

を交付して代行させたものであります。私の考えでは、当初そのように執行するのが正しいというふうに思いましたが、内容的に見ますと、事業の業務委託というのと同様だったというふうに思います。

議員がおっしゃるように、人件費等の問題が出てくるのでありますが、その後のまた質問もございますので、そこについては割愛させていただきます。やはり、村が独自にこの地域創生事業を進めるということが非常に難しいという立場からアシストにこれを代行させたというふうに考えておまして、補助することについて違法ではないかということについては、私はそのように判定はしておりません。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 実は、ちょっと話は飛躍いたしますけれども、村長が最初に議員に当選された最初の議会の質問にこのようなことを言われております。まず、読みますけれども、「憲法第93条の第2項では、村長と議会議員は別々に直接投票で選ぶように規定されており、主権在民を唱えるこの憲法の規定の解釈では、この制度は本来議会議員が全て野党的立場であり、議会の活発な議論を通じて村長の独走を監視、抑制、あるいは同調、推薦するところに、その権限を発揮すべきである。というように書物がございます。」とあなたは発言をしております。私もそのように感じますので、あなたが今行っているこのやり方は間違っている。これを議員が指摘しないで、誰がチェックするのでしょうか。

この①の質問のところでの再質問ですが、仮に村が出資している蓬田紳装株式会社が同じように、別の事業を行う際に、新たな人員を採用して、その事業収入が足りなくなり、人件費を支払うことができなかつたときも役場はこのように補助金を出して補填する。飛躍した質問ですが、これについてはどのように考えますか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 蓬田紳装にもしその今のようなパターンが出ればということのご質問でございますけれども、蓬田紳装の場合は経営が安定しており、長期に資金需要が賄えるという経営体質になってございまして、今回アシストの経営内容とは全く違う内容でございますので、そのような事態が発生するとは考えておりません。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この②の項目であります。昨年のアシストの決算報告書では、役員報酬が116万円となっております。今回の事業全般での資金不足に対して、役員の責任

はどのようになっているのか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） よもぎたアシスト株式会社の決算報告で役員報酬が計上されております。これは常勤役員1名の報酬を計上しております。計上しておることについてよりもその役員の責任ということでございますけれども、役員会を定期的開催しまして、会社の方針を協議して進めています、現在では。こういったことを考えれば、非常勤役員に全く責任がないとは言えないものでありますけれども、経営に直接携わっている常勤役員の責任は大きいということは申すまでもないところでございます。

それと同時に、会社の経営方針を決定している取締役社長の責任はさらにもっと大きいものというふうに考えてございます。したがって、事業を遂行する場合は、決済を受け、そしてそれを承認していく事務を行うべきものであります。しかし、これまで会社の運営上、要するに経費の面から非常勤役員に報酬を支払いしておりません。このことからすれば、経営責任を明確にするということを考えれば、無報酬である非常勤役員に全て責任を持たせるということは問題があると思っております。この問題につきまして、報酬と責任問題につきましては、やはり法律の専門家に相談するなど、検討していかなければならないというふうに思っています。その結論を得るまでの間は、これまでの慣行どおり無報酬で運営をしてまいり、結論が出次第取締役会、あるいは株主総会で諮るということになると思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再質問ですけれども、この116万円の役員報酬は、昨年役員として臨時で採用したコンサルタントの方であり、彼は役員としての処遇でありましたけれども、ことし採用した社員はどうして役員としてではなく、社員としてになっているのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） ことし採用した社員につきましては、次の質問にも関連いたしますけれども、役員では実績はないと思います。事業を推進するために、その事業にある程度の専門性を持った方でないとなかなかこの事業の遂行ができないということでございます。役員という位置づけをどこにするかということもまた非常に難しい問題ではございますので、各部門、温泉部門、それからマルシェ部門、そしてトマトアグリビジネス部門というふうに3つの部門を設定しまして、そのアグリビジネス部門の部門長と責

任者としてこれを張りつけしたものでございます。したがって、役員という立場ではございませんので、ご指摘のとおりでございます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、③番目です。今回の180万円の補助金は、ことし採用した社員の賃金補填ではないのでしょうか。この前の説明で提出された資料には、このように書かれておりました。「上記のお金は使い道に制約があるため、私の人件費などの管理運営費用は、アシストがいただいている委託料からの持ち出しとなっていること」とありました。仮によもぎたアシスト株式会社と表記しされていて、議員に提出する文書に「私の人件費」などと書くこと自体が議会を甘く見ていることと思います。私はなぜこの人件費という言葉を使うのかという質問をしましたが、答えられず、村長が助け舟を出しました。もともと先に述べたブランドトマト事業には、人件費が含まれていないのですから、アシストの予算で彼の人の人件費を計上しなければならないはずですから、それをトマトの売り上げが半分しかないのでは人件費が足りないということ自体がおかしいことではないでしょうか。この事業を企画して、実行しているのは誰なのでしょう。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 全くご指摘のとおりで、11月20日にご説明した内容のとおりでございます。当初からこの事業管理者と言わせていただきますけれども、部門の管理者の人件費を本来であれば交付金や補助金に該当しない分、やはり村が委託する中に含めなければいけなかったということをおっしゃいました。その中でこの事業を遂行すべきでありましたけれども、売り上げ収入でこれがカバーできるということである意味過信をしていたというふうに私は思います。

ご質問にありましたとおり、村としてはやはり産業振興、あるいは産業創出を進めるという目的で国の交付金を活用して、この事業を進めたわけでございますけれども、やはり自分たちが、村自体がこれを進めるとなると、公社とか、あるいは振興会社とか、別の組織を立ち上げなければいけないという問題になります。これを避けるためには、避けるというよりも、これをスムーズに進むためには、よもぎたアシスト株式会社を活用したほうがよりよいという考え方から、この事業を進めたわけでございますけれども、何しろ売り上げ収入で人件費をカバーするという計画が甘かったと言われてもこれは仕方ありません。

ただ、今回の180万円の補助金の中身を申し上げれば、やはり180万円のうち、アシストの名前で申請いたしました6次産業商工ファンドの助成、すなわちトマトの加工品をつくる6次産業化の事業費合わせて286万円、うち先ほど議員にご指摘いただきましたように平成27年度においては約121万円余り、残りの165万円につきましては、平成29年4月以降でないと生産されないということでございますので、平成27年度期では、アシストの会計の期では、全てこれが立て替え払いになるということで、このために3月までには資金繰りができなくなってしまうという状況が生じたわけであります。このためにこの180万円、若干の人件費支出も含まれておりますけれども、全てこれが人件費支出だということではございません。

この農商工ファンドの加工品作成につきましては、平成29年度期に県、あるいは団体から精算されますので、これにつきまして村でも調整、精算するというふうな方針であります。今回その中身について説明をしたところでありますけれども、理解の仕方が人件費全てというふうな質問内容でございますので、決してそういうふうにはなっておりません。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 再質問ですけれども、まず、人件費が全てではないと言いましたね。それではどこから人件費が出ているのでしょうか。最初は500万円のトマトの売り上げで、当初1,000万円の収入を見込んでいたと言っているわけです。ところが、私、後で考えてみました。売り上げが倍の1,000万円になったとしても、それはアシストが農家から仕入れる金額が1,000万円ということにもなって、逆に売り上げが1,000万円ということであれば、農家に対しても手数料を除いて支払いしなければならない金額になるわけです。決してそこから人件費が生まれるわけではないわけで、仮に1,000万円のうち、10%手数料を取って、それを人件費に充てたととしても100万円しか残らなくて、この加工品ファンドの事業費の中でも人件費がないわけですから、売り上げの中から人件費を賄うということ自体が間違っているわけです。ですから、アシスト株式会社の委託料の中での給与、賃金項目がありますが、その中に新たに採用した彼の人件費を計上しなければならなかったわけです。そのことをしないで、売り上げが伸びれば彼の人件費が生まれるであろうということであれば、私はおかしいのではないかと思います。

また、もう一つは、今回の事業の責任者は、二、三年前に蓬田村に新規就農者として来て、知人のハウスを借りて現在トマト栽培をしているわけです。私も地元ですから、

少しは面識があります。その農業を目指して、現在もトマト栽培をしながらアシストに就職して仕事が続けられるのか理解ができません。アシストの仕事をしながら、トマトの栽培も経営しているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 最初の質問事項でございますけれども、売り上げが伸びれば人件費が補填される、補充されるのかということにつきましては、アシストそのものは農家に対しては仕入れとして、これは当然お支払いします。しかし、アシストないしはアシスト株式会社でトマト事業の部分としてこれを売る場合は、農家の仕入額と同額では売っておりません。それにやっぱり自分たちの利益を被せたものでこれを販売しています。その差額が収益という形でこれから消化されまして、売れば売り上げが上がれば上がるほど、この収益が大きくなるわけで、これ人件費をしようという考え方をしております。その他の事業につきましては、村から委託されたように、例えば人事交流で、学生の交流でありますとか、そういった事業展開をしているわけで、そちらのほうには補助支出をした部分ということでもあります。ですので、そこはそうのご理解いただきたいと思っております。

アシストに採用した人の新規就農者がアシストに勤務しながらトマト栽培をすることが可能かどうかということについては、私自身は、把握しておりません。その人の日課ないし日常の生活は把握しておりません。しかし、アシストの勤務している時間帯については常にチェックして出勤しているかどうか、あるいはどこに出張したか、それらについては把握しております。その辺につきましては、どうも両立しないというようなご意見でございますけれども、例えば人を雇ったり、いろいろな形でそれをやっているのかもしれない。そこは確認しないとわからないと思っております。

以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ③番に対する再々質問です。

○議長（藤田修一君） 今③番に関しては、もう既に3回いったと私は思っていますけれども、3回も過ぎてしまったというふうなことで、私は思っています。勘弁してやっても、そのところだけを突いた質問はしないで、少しほかの事項と関連づけるような方向でやってもらいたいと、私は思っています。

○5番（坂本 豊君） それでは、ちょっと難しいな。④番でのマルシェの物品の問題で

すけれども、ちょっと待ってください。次に、④番目に、マルシェ移転について質問をいたします。

村長が先月の説明の中で、マルシェの移転は既存の店と競合するようなことは避けるべきで、地元の住民へのサービスとしても現在地に固執する発言をしました。しかし、マルシェは物品を販売する店である以上、利益を上げなければ破綻をします。店はその立地条件が一番重要です。国道208号線バイパスが開通してから、玉松周辺を通る車はほとんどいなくなりました。これはどこの地域でもバイパスができれば既存の商店は経営ができなくなっています。交通の多い地点にマルシェを移転しないでこのまま経営を続けることは難しいはずであります。

そこで、バイパス沿いへのマルシェの移転を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） マルシェの移転ということにつきましては、バイパスも含めての話でございますけれども、この経緯について若干触れさせていただきます。

まず、初めに、5年か6年ほど前にこの移転の計画が持ち上がりましたがけれども、議会の了解を得られずに取りやめたという経緯がございます。別にこれは議会に責任を問うものではございませんので、ご了解いただきたいと思います。その後、平成26年5月、昨年5月、蓬田村物産館施設検討委員会が検討をして取りまとめた平成26年3月、昨年の3月に策定した蓬田村物産館施設建設計画書というのが私に配付されました。この委員会というのは、行政上の機関として位置づけはされていませんけれども、大変重要な役割を果たしたと私自身は評価しております。私自身、この計画書を検討してみました。この中には幾つかの重要な課題があります。これを解決しないことには、やはりマルシェの移転計画というのには着手できないというように判断をしております。ざっと申し上げます。

1つは、用地を含めた事業費6億7,000万円、村が端的に負担する金額が約2億円ということで、これが適正規模かどうか、村に見合った規模かどうか、経営内容が適切かどうか、積算に使った経営の内容が適切かどうかということがまず1つにはあります。

それから、現在村内及び近隣市町村にある商店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、それから産直所などと共存はできるのかどうか。この辺の分析については市場調査が行われていないというふうに私は思います。さらに、村内のそういった商店な

どに対して一応調査をして協議をしてみたのかどうか、この辺が不透明であります。

それからもう一つは、村の産業に貢献する商品開発、それから、もう一つは、通年で商品供給ができるかという問題であります。これがないと、先ほどお話にあったトマトと同じで、商品がないと売り上げが出てこないというのがまた引っかかるわけでございまして、この辺の内容が今80%ぐらいで計算しているから大丈夫というような表記でございまして、果たしてそれで大丈夫かということがあります。

最後に、この施設を維持管理運営できる企業、組織、団体、あるいは個人、こういったものが村内にいらっしゃるのかどうかという問題であります。いわゆる経営を行う人、組織の資源が不足しているというように思います。これを無理やりやりますと、青森市の企業等にこれを委託しなければならない。青森市ないしは東京の企業に委託しなければならないということが発生するということに私は分析をしました。

これらの不安要因があるわけでございまして、これらの課題を解消するというためには、さらにこれらを焦点化して、分析していく必要がある。このマルシェの移転計画を進めるだけでも恐らく農地法だとか、あるいは土地の規制だとか、そういったものがございまして、それらを考えますと3年ないし4年の期間が必要ではないかと。急々にマルシェの移転を考えなければならないというような例えばビックチャンスがあるか。それをやらなければならない目的があるのかということを考えれば、やはり急ぐべきではないだろうというようには思ったわけでございまして。

やっぱり現在ある村で管理している各施設の経営能力をどんどん引き上げていく、引き上げていったのに対して、先ほど言いました商品開発、あるいは通年での商品供給、これらを何とかリンクさせるということが基本的に今後手をつけるための基盤となるというふうに考えておまして、私としてはアシスト株式会社の3カ年での経営改善計画を現在進めているものでございます。したがって、マルシェという部分についても現状で引き上げをしたいというように考えているところでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） その前にちょっと確認したいのですが、6億7,000万円は用地費と建物も含まれてのことですか。

○村長（久慈修一君） そうです。

○5番（坂本 豊君） 5年前にマルシェの移転が検討されたと言いましたけれども、これは道の駅の建設計画であったと思っています。決してマルシェを移転するということ

ではなかったはずですが。マルシェはそのままにしておいて、新たに道の駅をつくるという構想で、約10億円ぐらいかかるという話が出ておりました。これには私も無謀な計画だということで、反対をいたしましたけれども、今私が聞いているのは、マルシェを移転するかどうかの話なわけです。この6億7,000万円もかける必要もなく、既存の今のマルシェ規模ところで建物を建てるということにすれば、これほどお金がかからないのではないかと思うわけです。

ですから、当初の道の駅構想のことを持ち出すのではなく、今のマルシェを移転すれば、そこに村内の農家の方も物産品を売っているわけで、その売り上げが伸びることで農家の売り上げもふえるということにつながるわけです。今の場所だとなかなかお客さんも来ないので、売り上げが伸びないと。ですから、村長が移転する目的、そういうものは見受けられないと言いましたけれども、決してジリ貧した交通量の少ないところで商売をするよりも、もっと交通量の多いほうへ来たほうが私は伸びるということで目的はあると思うわけです。それに、既存の店との競合と言いましたけれども、現在のところへマルシェを建設したときには、食堂も近隣にありました。そういうのを差し置いて店に影響を与えるというのは今さらおかしいのではないかと思います。

また、これはマルシェの建設を前に当時の議会が記憶はちょっと薄れましたけれども、千葉県のある町に視察をしたときのことを覚えているわけです。それは町が物産館を建設するとき、最初から大きな建物を建てないで、プレハブで建てたということです。当時、最初プレハブで建ててやってみて、業績がよければ本格的な建物に建設を移すということでやられておりました。そういうこともありました。

ですから、今さら言ってもしょうがないわけですが、マルシェを建設のあたりにはもう既にバイパスの建設が始まっているわけで、当面あの玉松のところは車が通りますけれども、バイパスが開通することは当初からわかっていたことで、そこにあえて本格的な建物を建設するよりも、この町のように最初はプレハブで経営をしながら、バイパスができたなら別なところへ移転するという計画があればよかったと思っているわけです。確かにあの場所は農地が蓬田村は多いので、農地転用の問題などで、苦慮すると思えますけれども、ぜひ私は検討すべき時期に来ているのではないかと思うわけです。このようにアシスト株式会社に多額の村の資金、お金を現在2,700万円、来年度はこの調子だと3,000万円近くになるわけです。そういうことが果たしていいのかどうかということも考えながら、検討していただきたいので、再度答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員のおっしゃるとおり私も当然考えております。先ほど私が議会でというのが道の駅だったというのは、私の勘違いでございますので、そこは私、道の駅と訂正させていただきます。

やはり経営資源というか、地域の資源をどのように開拓するかというのが非常に大きな問題で、これをどのようにして売り上げをして、集客力を上げるかということが基本的な姿勢にあります。そのために視察をなされた道の駅か産直所かは、私、ちょっと存じませんが、最初はやはりプレハブ的なものからスタートして行って、本格的に売り上げ、長期的にここが安定的な販売所だというようになれば、やっぱり施設を建設するのが、これが一番妥当な考え方だということをご指摘のとおりだと私は思います。ただ、現在ある施設、これらをじゃあどのように活用するのか、あるいはただそこでお客さんを待って販売するのかということを考えれば、やはり積極的に第三セクターの施設としてもっと村の村民に対して貢献すべき、あるいはもっと足を使うべきという考え方をしています。先ほど言いましたように、地域の資源をもっと自分たちが商品開発をして、これを進めていかなければアシストそのものが常に恒常的な赤字になると、ご指摘の発言になるわけでありまして。できるだけそういったことを避け、少しでも収益の改善をするという方向で、現在経営改善計画を進めてございますので、このところのご理解を何とぞお願いしたいというように思います。ご指摘、本当に感謝申し上げます。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 次に、2番目のT P Pの項目に入ります。

一般質問の通告書に、T T Pと書きました。大変ご迷惑をおかけいたしました。訂正をいたします。

T P Pは、環太平洋経済協力機構のことですが、アメリカの多国籍企業の利益のための協定であります。今回、自民党は、2012年の総選挙の公約では、T P Pに絶対反対と書いておりました。国会決議でも重要な農産物の5品目は、交渉の対象から外すようにしていたのに、完全に無視をされた形です。安倍総理のT P P妥結を早期に促すように各国にも働きかける有様でした。憲法違反の戦争法案をアメリカの要求どおり強行し、T P Pでもアメリカの要求には何でも国民の利益を無視して決めています。それは沖縄県の辺野古への基地建設でも要求でも、アメリカの忠実なしもべとして国民の利益はどうでもよいという姿勢から来ているわけです。T P Pの合意で、日本の食料の自給率は

今出も先進国では最低39%しかないのに、これでは20%台になってしまいます。食料自給率が100%を超えているフランスでは、食料を自給できない国は独立国ではないといって、農業政策に力を入れている国です。日本は経済でも食料でも全てアメリカに依存し、政治でもアメリカに逆らえない卑屈な従属国に成り下がっています。経済でも世界では常識では考えられないような借金大国に成り下がり、1,000兆円を超えるという天文学的な借金を国民に負わせ、破綻の道を突き進んでいます。オーストラリアやニュージーランドでも借金はなく、ドイツでも国債の発行がなくなる見通しです。日本の官僚制度が戦前と同じ過ちを犯して、膨らんだ借金を国民の貯蓄で清算する可能性もあります。このまま自民党の暴走する安倍政権を許しておくことはできません。

T P P が合意すれば、本村の農業にも重大な影響を及ぼすことが予想されます。それはアメリカとオーストラリアから新たに米が5万トン、8,000トンも無関税で輸入されます。今でも日本の米が余っているのに輸入がふえることで、さらなる転作がふやされます。安倍総理が打ち出した転作への助成金や、戸別補償の補助金もなくなります。農家の経営はこれでは成り立ちません。蓬田村では約600ヘクタールの水田を約200戸の農家が耕作しています。平均では約3ヘクタールになります。米は約270俵とれます。ここの米価では税込みで1俵9,000円ですから、売り上げが243万円になります。乾燥施設と精米施設がないとライスセンターの世話になりますから、1俵当たり1,504円の経費がかかり、40万円の負担になります。共済組合では、水稻掛金と防除代で21万円ほどになります。これから肥料代が22万8,000円、そして農薬費10万5,000円を引くと、約149万円残ります。さらに機械の購入の支払いがあると赤字になってしまいます。トラクターが中古でも200万円、田植え機が250万円、コンバインは新車で500万円以上です。中古でも150万円としても、修理がかかれば40万円ほどの支出はあつという間です。

このような状況では、米の価格を下げ続けてきた今の自民党にあります。規模拡大を進めて、小さな農家の経営ができないようにしてきました。毎年どんどん高齢化したり、何らかの事情で経営をやめる農家が後を絶ちません。低米価の下では、どんなに規模を拡大しても経費が売り上げを上回るため、経営は困難になっていきます。しかし、やめる農家から委託をされても、簡単に断る状況にはありません。同じ地域の間人から頼まれれば、断ることができないのです。それに機械を投資していれば、少しばかりふえても、十分耕せるため、引き受けざるを得ません。

私は集落農業や法人化が全てうまくいくとは思っておりません。共同で昔から農作業

をしているところはたくさんありましたが、いずれはいつの間にか解散をしています。それは個人での経営が一番精神的に楽だからです。共同作業は責任がないため、どんどん劣化をしていきます。機械の修理を必要としていても、自分のものでないため、手をかけることができないからです。手をかければ、自分だけの重みを背負うことになり、長続きがしません。共同作業は見栄えはよくても将来の経営体には向いていないわけです。村としてこのT P Pの対策としてどのようなことをするつもりなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） ことし10月5日、アメリカアトランタで開催のT P P閣僚会合において、T P P協定が大筋合意されました。これを受け、政府では11月26日に安倍首相を初め、全閣僚によるT P P総合対策本部会合を開き、総合的なT P P関連政策大綱を決定し、2015年度補正予算で農林水産関連の総額を3,000億円台半ばとする検討に入ったという報道がされております。

また、県では、10月7日、T P P協定に関する情報収集や必要な政策を検討するT P P協定対策本部を設置、会合を開き協定による影響を調査分析することとしております。

村に対する国、県のT P Pに関する説明は、10月11日に行われましたT P P大筋合意に係る説明会、これは野菜、果樹関係と畜産関係のみであります。その内容も大筋合意の中身だけであり、対策についてはこれからの議論という説明でありました。T P P協定発効までは国会の審議や批准などの手続があり、実際に機能するまではまだ時間があると言われておりますので、これから出される国、県の対策を検討した上で、村として対応を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） あと、この前村長の報告の中で郷沢地区の集落営農のことについて話がありましたけれども、この郷沢地区の集落営農の形態はどのようになっているのか、もしわかれば答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 済みません。T P Pの問題に絡めてということになれば、T P Pの問題についてはもう1回しかやられなくなるけれども、いいんだか。

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（藤田修一君） それでは、休憩を取り消し、会議を再開いたします。

坂本豊君。

○5番（坂本 豊君） それでは、今の郷沢の集落営農についての再質問は資料がないので答えられないということで、次の質問に移します。

私はこの今の日本の低米価を招いているのは自民党のせいだと言いました。前に日本共産党は農業の再生プランの中で、当時7年くらい前ですが、1俵当たり1万8,000円を農家に価格保障できるということを提言して、その財源も示しました。その財源も4,000億円ほどあればできるということでありました。こういう価格保障をするということではやはり農家が安心をして米をつくることができ、後継者にも3ヘクタールないしは4ヘクタールの規模でも経営が成り立つことができるわけです。そして今、日本の自然、飼料、それから農機具は非常に高い、高どまりになっています。肥料に関しては当初1本元肥で約1,200円のが、ガソリンが180円台になったときに一気に値上げをし、2倍になりました。ところがガソリン等が値下がりしても、肥料の価格は一考に下がらないわけで、これも私は独占価格が維持されているというふうに思っているわけです。農機具に至っては大手3社がカルテルを結んでいるのではないかとこのほど高価な機械で販売されているありさまです。これらにメスを入れることで農機具や資材を下げることが必要ではないかと思うわけです。何よりも必要なのは、主要な農産物である日本の食料の主食である米を維持するためには、国が全面的にこれを補償するという姿勢が必要なわけです。

先ほどフランスの話をしましたけれども、ヨーロッパのほとんどの多くの国、アメリカもそうですが、主要な農産物には国が手厚く価格保障をしているわけです。日本は全くこれがないと。ですから、米が幾らでも下がり続けてきたわけです。米が1俵1万8,000円を維持すれば、できる日本の農地が荒れないで済むと。余ったら足りないアメリカやそういう食料が不足している国へODAを使ってでも輸出するという道もあるわけです。こういうことをしないで、農家を傷めるだけ傷める。こういう農政を改めさせることが大事ではないでしょうか。村長、あなたは常に自民党の候補者の支持をしていますが、このことについてどのように思いますか。答弁を求めて質問を終わります。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） T P Pの問題から私が国政をただすというそういう話まで来まし

た。私も大変今メモをしているのですけれども、間違っていたら申しわけありません。自民党を応援しているのかどうかというのはやっぱり政治の中で自分たちが村民を守るためになぜそこを押していかなければならないという議論になりまして、ちょっとそこは議会の場では控えさせていただきたいと思います。

ただ、今、坂本議員がおっしゃったように、1万8,000円なりの価格保障をするという、そういう国が保障するという姿勢がやっぱり大事なのだろーと思います。ですので、今回、3,000億円の農林水産対策3,000億円台という、そういう補正を検討したということに対して私はやっぱり一応一定の評価はしますけれども、でも、TPPが合意するためには、参加国12カ国が全てその条約を締結しなければならないわけでありまして、けさの東奥日報を見ますと、アメリカでもう既に豚肉の価格どうのこうのとか、いろいろなその問題をまだまだ抱えている。来年の秋までには締結すると言っていますけれども、それが発効するののかも私は定かではないと思います。

先日の県知事の発言を見ますと、国のいわゆる地方6団体、全国市長会、全国町村会、あるいは議長会、そういったものからも緊急要望が出ている。ないしは青森県自体も6団体、同じように6団体ございますので、そこからも緊急の提言が出されている。その内容については具体的な対策を要するにTPPを発効することによって、どんな影響があるのか。もっと具体的に試算してみてください。それによってもっと細やかな対策をとってくださいよと。それは国の責任においてということを示しているわけでございまして、ここについてはっきりするまで、やはり県知事であれ、我々市町村長であれ、対策を明確にするというのは、ちょっと不可能ではないかなというふうには思います。

ただ、私の基本的な姿勢としては、やはり活力ある村づくりそのためには農業が欠かせないということははっきりしているわけで、後継者の皆さんがこの村に残って、一生懸命農業をやっている姿というのは貴重なものだということのように思っております。

したがって、政府の情報に左右されますけれども、県と連携しながらこのTPP対策というのはとっていかないと、有効な対策というのはとれないように考えておりますので、引き続き努力させていただきたいというように言わせていただきます。以上でございます。

○5番(坂本 豊君) 以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(藤田修一君) 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 25 分 散会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 27 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員